

## はじめに

公立小・中学校の学校選択制が全国に広がって来ている。

2005年3月末の文部科学省「小・中学校における学校選択制等の実施状況」の調査結果によると、小学校段階で学校選択制を導入しているのは227自治体（8.8%）で、中学校段階で学校選択制を導入しているのは161自治体（11.1%）となっている。

ただし、文部科学省のこの調査は、従来からあった「特認校制」（従来の通学地域は残したままで、特定の学校について、通学地域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの：過疎地対策として利用されてきたもの）や「特定地域選択制」（従来の通学地域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの：本書では「調整区域制」と呼ぶ）も含まれており、本書で取りあげる「自由選択制」（本書では「全区域制」と呼ぶ）、「ブロック制」、「隣接区域選択制」（本書では「隣接校選択制」と呼ぶ）だけに限っているものではない。

東京の品川区で小学校への学校選択制が導入され、本格的な公立小・中学校への学校選択制が始まった当初、賛否両論がマスコミをにぎわした。公立学校も特色がもてるようになる、学校間競争が起きるから公立学校の向上につながる、という賛成意見。教育の商品化を生み出す、学校間格差を拡大する、という反対意見。

それから6年たった現在、学校選択制の実態はどうなっているのか。公立のそれぞれの小・中学校に特色が生まれ、子どもや保護者がそれを目安に学校を実際に選んでいるのであろうか。それとも学校がその教育活動を「商品」として売り出し、あたかも電気製品を買うような形で保護者や子どもがそれを購入し、結果として、所得の高い階層の人たちだけがその恩恵に預かっているのだろうか。

どちらの結論になるにせよ、私たちは、まず実態はどうなっているのか、どのように変化してきたのかを知る必要があると考え、素朴な方法でデータを集めて、その分析を行った。対象としたのは、全国にさきがけて公立の

小・中学校で学校選択制が行われている東京都の、それも典型的と思われるいくつかの特別区と、東京に次いで導入自治体の多い埼玉県、広島県の一部の実態である。通学区域ごとの選択者数については、通学区域を線引きしたグラフとして示してあり、本書の大きな特徴となっている。

その結果、分かってきたことは「選ばれる学校」と「選ばれない学校」とが固定化しつつあるのではないか、その選択基準には教育委員会のアンケート調査に示された基準では分らない「隠れた基準」もあるのではないかと、いうことであった。それが、どんな学校が選ばれるのか、どうしてこの学校は選ばれないのかの、私たちなりに得た結論である。ただ、執筆者間で必ずしもすべてに共通理解が得られているわけではないことを予め断っておきたい。

すでに学校選択制が導入されている他の市町村でも同じような傾向にあるのかどうか、比較していただきたい。導入を検討したが、それを見送ったところの事例も本書には紹介した。これから学校選択制が導入されようとしている自治体では、これらの事例を参考に、教職員や保護者、教育委員会の間の議論をしていただければ幸いである。

2005年5月10日

嶺井 正也